



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月23日(水) 第9743号

■ 目 次

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| <b>公 告</b>                         |     |
| ○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)      | 2   |
| ○開発工事の完了(建築課)                      | 2   |
| <b>教育委員会規則</b>                     |     |
| ○群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) | 3   |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                   |     |
| ○政治団体の異動事項                         | 4   |
| ○政治団体の解散届出                         | 4   |

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年10月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 R E R E E D
- 3 代表者の氏名 鎌水浩
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市京目町1656番地1育英大学鎌水研究室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、学校教育を中心とした教育活動において、当該地域で活動している企業や農業事業者等の事業内容や経営理念等についての学習の機会を提供するとともに、これらの事業内容情報を地元メディアと協力しながら発信していくことにより、地域の経済活動の活性化を促進し、当該児童生徒さらには地域住民全体の地元意識の高揚を図ることを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|----|-----------------------|---|
| 1  | 邑楽郡邑楽町大字篠塚字馬場2835-8   | 太田市岩瀬川町200番地3 グラン・ヴァレーB-201号<br>横山和彦            |
| 2  | 佐波郡玉村町大字上之手1622-1     | 東京都武蔵野市境南町二丁目12番5-304号<br>中嶋宏樹、中嶋恵              |
| 3  | 邑楽郡千代田町大字赤岩字五ツ塚1713-2 | 邑楽郡大泉町仙石一丁目3番12-103号<br>グランエスポワールV<br>佐藤禅、佐藤恵里奈 |
| 4  | 邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1467-2   | 邑楽郡邑楽町大字中野3138番地2 アウスレーゼII204号室<br>五箇壯望、五箇有里恵   |

## ■教育委員会規則

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

### 群馬県教育委員会規則第三号

#### 群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和二十七年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中

- 「1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 免許状失効の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- を
- 「1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 免許状失効の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第三号の規定により提出されている書類は、改正後の同様式の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第三号の規定により作成されている書類は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 新           | 旧          | 異動年月日         |
|-------------|------------|-------------|------------|---------------|
| 自由民主党新田南部支部 | 主たる事務所の所在地 | 太田市新田木崎町966 | 太田市阿久津町124 | 令和元年<br>8月26日 |
|             | 代表者の氏名     | 山崎俊之        | 田端光三       | 令和元年<br>8月26日 |
|             | 会計責任者の氏名   | 田村博         | 志村公男       | 令和元年<br>8月26日 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 異動事項     | 新       | 旧            | 異動年月日         |
|---------------|----------|---------|--------------|---------------|
| 群馬土地家屋調査士政治連盟 | 会計責任者の氏名 | 新井清史    | 表野真祐         | 令和元年<br>5月24日 |
| 牧田直己後援会       | 政治団体の名称  | 牧田直己後援会 | みなかみ町を元気にする会 | 令和元年<br>9月6日  |

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

#### その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|-------------|--------|-----------|
| 比嘉奈津美群馬県後援会 | 村山利之   | 令和元年9月24日 |

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---